

公共用地取得時に実施すべき土壌汚染への 対応について

国土交通省



土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)が、平成15年2月15日に施行された。また、これに先立ち、平成15年1月1日には、不動産の価格形成要因として「土壌汚染の有無及びその状態」が盛り込まれた不動産鑑定評価基準(平成14年7月3日付け国土交通省事務次官通知別添1)が施行された。

このため、今後の公共用地の取得においては、土壌汚染の状況を把握するための的確な調査や土壌汚染の状況を踏まえた適正な損失補償を行うなど、土壌汚染への適切な対応が必要となることから、「公共用地の取得における土壌汚染への対応に係る取扱指針」を策定し、平成15年4月30日付けで公表した。

この指針は、社会資本整備に必要な公共用地の取得を担当する職員の手引きとするために策定したもので、土地の利用履歴の確認や土壌汚染調査などを通じて、取得しようとする土地を類型別に整理すること、整理された類型に応じて補償額の算定や土地売買契約の締結を行うことなどが説明されています。

国土交通省では、同省直轄事業での土地取得については、今後この指針に基づいた対応を行っていくほか、関係公団、地方公共団体の用地担当部局にもこの指針を活用してもらいたい考えです。

資料: 2003年5月7日 国土交通省 HP

[<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010430.html>]

元素分析課 岡田 光代

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

